

私たちは、福島原発事故を起こした原子炉の製造者である GE、東芝、日立を訴えています。



どんな訴訟？

原発メーカー訴訟は、福島第一原発の原子炉を造ったメーカーである GE、東芝、日立を被告として、原発事故の責任を問う裁判です。2011年3月11日の東日本大震災を端緒とする福島第一原発における史上最悪の原発事故、そして未だに収束の見通しさえ立たない甚大なる被害。その被害の発生原因が、原子炉の欠陥にあるとすれば、その製造者である原発メーカーが責任を負うべきは当然のことです。

ところが「原子力損害賠償法（原賠法）」が電力会社のみ責任を集中させる制度を採用しているため、原発メーカーは賠償責任が免責されているのです。原発メーカーはどんな過酷事故があっても賠償責任を問われることなく、原発を世界に拡散できる仕組みになっているのです。その仕組みこそが原発体制とは何かを物語っています。

この制度の不合理さを訴え、原発事故における原発メーカーの責任を追及しているのが本訴訟です。

提訴時の原告数

2014年1月30日 第一次提訴 原告 1415名
(国内 1058、海外 357)

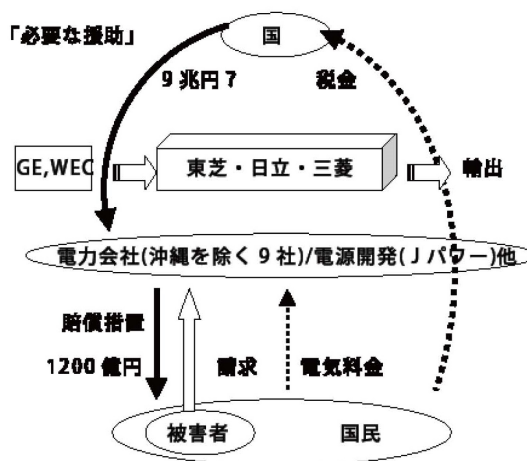
2014年3月10日 第二次提訴 原告 2713名
(国内 387、海外 2326)

訴えのポイント① 責任集中制度

原発メーカーを免責する責任集中制度は、驚くべきことに、世界の国々で採用されています。法律や条約によって、世界中を覆う原子力損害賠償の原則となっているのです。

つまり、原発メーカーは、巨大な利益を約束された上、いかなる責任からも免れて原子炉の製造に専念することができる制度を用意されています。この責任集中制度が世界中に原子力発電所を増殖させる大きな要因となっているのです。

《責任集中制度における金の流れ》



*原発を設置した電力会社にだけ責任が負われる。
原発メーカーは賠償金の支払いに一切関与しない。
被災者への賠償金は国税と電気代による国民の負担のみ。

訴えのポイント② ノー・ニュークス権

原子力は人間を含むあらゆる生物の生命や生きる環境までも回復困難なまでに破壊し、世代を超えて影響を及ぼす、他に類を見ないほど危険性の高いものです。このような原子力の恐怖におびえながら生きることが強いられてよいはずはありません。

日本国憲法は平和的生存権（前文）、幸福追求権（13条）、社会的生存権（25条）等を保障していることから、個人には憲法上、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」という人権が保障されていると考えました。そして私たちは、この人権を「ノー・ニュークス権」と呼ぶことにしました。前述の責任集中制度は、原子力政策の推進体制を後押しする根拠となっており、ノー・ニュークス権＝原子力の恐怖から免れて生きる権利を侵害しているのです。

背景の写真は広島原爆ドームです。福島第一原発事故によって放出された放射能は広島原爆の168個分（政府発表、セシウム137のみ）といわれます。原子力の「平和利用」の名のもとに推進されてきた原子力発電は、人命軽視による度重なる事故、そしてついには福島第一原発事故を引き起こし、原子力の惨禍を繰り返したのです。

*詳しくはウェブサイトをご覧ください。
<http://nonukesrights.holy.jp/>
*訴状は500円で販売しています。